

5 悪臭

(1) 悪臭公害

悪臭は、人の嗅覚を刺激し不快感や嫌悪感を与えるもので、感覚公害とも呼ばれています。平成28年度の悪臭に関する苦情件数は10件で、全体の約13%を占めています。（公害苦情件数参照）

悪臭公害は近年環境問題に対する住民意識の変化や、都市化に伴う住工混在が進む中で、一層身近な問題となっています。また、悪臭物質は一般的に低濃度でも不快感を与えることや、複数の臭気物質の混合体として大気中に拡散することが多く、原因の特定や解決を難しくしています。

本市は、平成15年4月から特例市となったため、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定、公示、周辺市町村長の意見聴取、関係行政機関の長への協力要請等が県知事の権限から市長の権限に委譲されました。

悪臭防止法では、悪臭の原因となる物質について、敷地での濃度規制（22物質）、煙突その他気体排出口での排出量規制（13物質）及び排出水中の濃度規制（4物質）を行っています。

(2) 悪臭原因物の排出（漏出を含む）を規制する地域

悪臭防止法第3条の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水、その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう）の排出（漏出を含む）を規制する地域として、次の表の左欄に掲げる地域を指定（平成15年3月27日市告示第107号）するとともに、その地域を同表の右欄に掲げる地域に区分し、平成15年4月1日から適用しています。

【表1】規制する地域

指定地域	地域の区分
市の全域	一般地域 ・ 順応地域

順応地域は、主として工業の用に供されている地域その他悪臭に対する順応の見られる地域で、宝塚市では高司4・5丁目、新明和町、末成町の一部及び東洋町となっており、それ以外は一般地域です。

(3) 特定悪臭物質の規制基準

ア 悪臭防止法第4条の規定に基づき、悪臭原因物の排出（漏出を含む）を規制する地域において、事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で、当該事業場から排出されるものの、当該事業場の敷地境界線の地表における規制基準を、次の表の特定悪臭物質について地域の区分に応じ、規制基準（許容限度）を次のように定め（平成15年3月27日市告示第108号）、平成15年4月1日から適用しています。

【表2】規制基準

（単位：ppm）

特定悪臭物質名	地域の区分		A	B
	順応地域	一般地域		
アンモニア	5	1	○	
メチルメルカプタン	0.01	0.002		○
硫化水素	0.2	0.02	○	○

硫化メチル	0.2	0.01		○
二硫化メチル	0.1	0.009		○
トリメチルアミン	0.07	0.005	○	
アセトアルデヒド	0.5	0.05		
プロピオンアルデヒド	0.5	0.05	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.08	0.009	○	
イソブチルアルデヒド	0.2	0.02	○	
ノルマルバレールアルデヒド	0.05	0.009	○	
イソバレールアルデヒド	0.01	0.003	○	
イソブタノール	20	0.9	○	
酢酸エチル	20	3	○	
メチルイソブチルケトン	6	1	○	
トルエン	60	10	○	
スチレン	2	0.4		
キシレン	5	1	○	
プロピオン酸	0.2	0.03		
ノルマル酪酸	0.006	0.001		
ノルマル吉草酸	0.004	0.0009		
イソ吉草酸	0.01	0.001		

イ 煙突その他気体排出口での排出量規制は、上表のAの欄に○印のある特定有害物質13種類に適用されます。規制基準は、上表の規制基準に一定の算式を用い、算出した数値とします。

ウ 排出水中の濃度規制は、上表のBの欄に○印のある特定有害物質4種類に適用されます。規制基準は上表の規制基準に一定の算式を用い算出した数値とします。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002mg未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002mgとします。